佐賀県における社会的養育の
推進について

【R7～R11】

令和７年（2025 年）３月

佐　賀　県

目　　次

１．都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像　１

２．当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）　３

３．市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組　８
（１）市町の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組　８
（２）市町の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組　１１
（３）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組　１４

４．支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組　１６

５．各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み　１８

６．一時保護改革に向けた取組　２２

７．代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組　２８
（１）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組　２８
（２）親子関係再構築に向けた取組　２９
（３）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組　３２

８．里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組　３６
（１）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等　３６
（２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組　４６

９．施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組　４９

１０．社会的養護自立支援の推進に向けた取組　５６

１１．児童相談所の強化等に向けた取組　６１

１２．障害児入所施設における支援　６７

１．都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

（１）計画策定の背景と趣旨

・平成 28 年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成 29 年 8 月には、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、改正児童福祉法を受けて今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

・このことを踏まえ、佐賀県では、平成 27 年 3 月に策定した「佐賀県家庭的養護推進計画」を見直し、令和 2 年 3 月に「佐賀県社会的養育推進計画」を新たに策定。同計画に基づき、児童福祉施策の総合的な推進に取り組んできた。

・その後、令和４年の通常国会において児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）が成立し、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われた。

・本改正を受けて、各都道府県には、「都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和 6 年 3 月 12 日こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）」により、既存の計画を全面的に見直し、令和６年度末までに、令和７年度から令和 11 年度までを計画期間とする新たな計画を策定することが求められている。

・ついては、本県においても、こどもの最善の利益を実現するため、「佐賀県社会的養育推進計画」の全面的な見直しを行うこととする。

（２）社会的養育の体制整備の基本的考え方

・社会的養育の体制整備においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底すること等を通じて、こどもの最善の利益を実現することを最も重視とする。

・計画の改定は、里親・ファミリーホームや児童養護施設等をはじめとした関係者の幅広い参画のもとに行う。なお、社会的養護経験者についても本計画改定に向けた検討会議の委員とするとともに、里親・ファミリーホームや施設に在籍するこどもに対するアンケートを実施し、それらの内容を十分に反映する。

・こどもと家庭に最も身近な自治体である市町の意見を反映させるとともに、市町が策定する子ども・子育て支援事業計画と整合性を図ることで、県と市町が向かうべき方向性を揃え、より緊密な関係のもと連携できるようにする。

・計画の各項目は、それぞれが緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って取組を推進していく必要がある。

（３）計画体系

・本計画における社会的養育推進計画は、「佐賀県こども計画」の実行計画である「佐賀県こども施策実行計画」を構成する７つの計画のうちの一つに位置付けられている。

・本資料「佐賀県における社会的養育の推進について」は、「佐賀県こども施策実行計画」の社会的養育推進に係る部分を補足するものとして、前述の令和６年３月 12 日付けこども家庭庁支援局長通知の別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づいて策定したものである。

・「佐賀県こども施策実行計画」の計画期間は、見直し後の都道府県社会的養育推進計画において設定すべき期間と同じく、令和７年度から令和 11 年度までの５年間である。

＜佐賀県社会的養育推進計画の計画体系＞

（４）評価のための指標とＰＤＣＡサイクルの運用について

・計画の進捗については、毎年度、各項目に示す指標等により自己点検、評価を実施し、その結果を関係者等に対し報告することとする。

・自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切なＰＤＣＡサイクルの運用に努めることとする。

・また、当事者であるこどもの意見の反映のため、これまで里親・ファミリーホームや施設に在籍するこどもを対象に実施してきた措置児童等アンケートを引き続き実施することとし、施策への反映や意見聴取等に活用する。

２．当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

平成 28 年の児童福祉法の改正により、こどもは権利の主体であることが明記されるとともに、こどもの意見は年齢及び発達の程度に応じて尊重されるべきものとされた。

また、令和４年改正児童福祉法においては、入所措置や一時保護等の際の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記された。

佐賀県においては、意見表明等支援事業及びこどもの権利擁護に係る調査審議・意見具申の仕組を導入済であり、今後はこれらの制度の充実に努めるとともに、関係職員やこどもにこどもの権利及びこれを擁護するための取組の周知、浸透を図っていく。

①　達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	令和６年度末時点での目標の達成見込み	達成・未達成（見込み）の要因
代替養育に関する措置を受けている子どもを対象に、児童福祉司と里親等及び施設職員が協働し、少なくとも半年に１回は措置の理由や今後の見通しなどについて、丁寧に説明を行う	左記の頻度で説明を実施しており、こどもの状況などに応じて訪問頻度を増やすなど柔軟な対応もできている	達成	児童相談所による管理の徹底
意見表明ができる子どもには十分な意見の聴取を行い、今後の方針決定にできるだけ反映を行う	令和６年度から意見表明等支援事業を開始	一時保護所、児童養護施設及びファミリーホームが対象	対象については順次拡大予定
子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない場合は、その理由等を十分に説明し、子どもが納得したうえで方針の決定を行う。			
国における子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けての調査研究結果を踏まえ、児童福祉審議会における具体的な意見聴取方法等を整理し取組を行う	令和６年度から調査審議、意見具申等の体制を運用開始	審議実績なし	今までのところいずれも意見表明等支援事業における説明で収束しているため

② 資源等に関する地域の現状

			資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	社会的養護に関わる関係職員に対するもの	実施回数	1 回	1 回	0 回
		受講者数	41 人	48 人	0 人
	こども自身に対するもの	実施回数	60 回	11 回	49 回
		受講者数	74 人	92 人	166 人
イ 意見表明等支援事業の利用	代替養育を必要とするこども数 a		178 人	192 人	△14 人
	a のうち意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数 b		178 人	140 人	＋38 人
	利用可能なこどもの割合 c=b/a		100.0%	72.9%	＋27.1%
	b のうち事業を利用したこどもの人数 d		54 人	14 人	40 人
	利用したこどもの割合 e=d/b		30.3%	10.0%	＋20.3%
ウ 措置児童等の理解度・満足度等	こどもの権利に関する理解度		アンケートを実施	66.7%	—
	こどもの権利擁護に関する取組	認知度	アンケートを実施	72.1%	—
		利用度	アンケートを実施	26.7%	—
		満足度	アンケートを実施	92.6%	—
エ 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会等の整備			一時保護児を含むすべての措置児童等が利用可能な体制の整備	原則として施設、ファミリーホーム、里親のもと等で生活するこどもが対象	一時保護児の利用に係る体制を検討
オ 社会的養護施策策定の際のこどもの意見の反映	検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画		社会的養護施策策定の際の検討委員会にこども（社会的養護経験者を含む。）が委員として参画	社会的養育推進計画の改定に向けた検討会議に社会的養護経験者である若者（20 代）が参画	現当事者を含むこどもの参画についての可否、適否を検討
	ヒアリングやアンケートの実施体制の整備		アンケートを実施	アンケートを実施	—

③ 資源の整備・取組方針等

ア こどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施

・児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設などの関係機関・関係者にこどもの

権利や権利擁護の仕組みに関する理解醸成を図るため、毎年実施する佐賀県児童虐待防止対策研修会のこどもの権利擁護に関する項目について、社会的養護に関わる職員の受講を斡旋する。

・こどもの権利擁護に係る環境整備に当たっては、こども自身に対して自らの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすく周知啓発を図ることが不可欠であることから、こどもの権利ノートを更新、配布を行うほか、各児童養護施設、ファミリーホーム及び里親において、年 1 回程度の学習機会を設けることとし、上記施設に措置及び委託されている全こどもが研修を受講することを目指す。

表１　社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施

		令和５（2023）※実績	令和６（2024）※実績	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
社会的養護に関わる関係職員に対するもの※	実施回数	1	1	1	1	1	1	1
	受講者数	39	48	41	41	41	41	41
こども自身に対するもの	実施回数	1	11	20	30	40	50	60
	受講者数	15	92	107	122	137	152	166

※社会的養護に関わる関係職員に対する研修の受講者数の目標の 41＝20 市町+5 児童養護施設+６FH+1 乳児院+1 児童自立支援施設+1 児童心理治療施設+2 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型）+2 児童相談所+1 一時保護所とする。

※こども自身に対する研修の実施回数 60＝5 児童養護施設+6FH+49 受託里親数（R6.7 現在）とする。

※こども自身に対する研修の受講者数 166＝令和 11 年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

イ　意見表明等支援事業の利用推進

・佐賀県においては、令和６年４月から意見表明等支援事業を開始しており、当該年度においては、一時保護所、児童養護施設及びファミリーホームのこどもを対象としているが、今後は、里親や他施設等へ段階的に拡大し、原則的に代替養育を受けるすべてのこどもに意見表明等支援事業を利用する機会が与えられるようにするとともに、計画期間内に事業を利用するこどもの割合を現在の約 10%から約 30%に増加させることを目標とし、こどもたちの利用が進むよう、制度の意義やメリットの周知を図る。

表２　意見表明等支援事業の利用

	令和６ (2024)	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
代替養育を必要とする子ども数 a	192 人	193 人	189 人	186 人	182 人	178 人
a のうち意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数 b	140 人	158 人	172 人	186 人	182 人	178 人
利用可能なこどもの割合 c=b/a	72.9%	81.9%	91.0%	100%	100%	100%
b のうち事業を利用したこどもの人数 d	14 人 ※推計値	22	31	41	48	54 人
利用したこどもの割合 e=d/b	10.0%	13.9%	18.0%	22.0%	26.4%	30.3%

※18 歳未満人口に占める代替養育を必要とする子ども数の推計の算出については、表 16 を参照。
（児童心理治療施設、児童自立支援施設等含まないが、計画期間内に拡大予定。）

※事業を利用したこどもの人数については、令和６年度上半期実績７人の２倍を推計値とする。

ウ　措置児童等の理解度・満足度等

令和４年改正児童福祉法の改正に伴い、佐賀県では、こどもへの意見聴取等措置、意見表明等支援事業及びこどもの権利擁護に係る調査審議・意見具申の仕組みを導入したが、アンケートを通じ、以下の項目を毎年確認し、それぞれの項目を分析の上、制度や運用の改善等を図る。

表３　措置児童等の理解度・満足度等

		令和６ (2024)
こどもの権利に関する理解度		66.7%
こどもの権利擁護に関する取組	認知度	72.1%
	利用度	26.7%
	満足度	92.6%
日頃から意見表明ができるこどもの割合		77.5%

エ　こどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

・佐賀県では、令和６年４月から、施設及びファミリーホームで生活するこどもを対象に、意見表明等支援事業でのフィードバック結果に納得できない場合に、佐賀県社会福祉審議会専門分科会児童処遇部会において審議を行い、意見の具申を受ける仕組みを導入した。

・一時保護児童については、現在のところ同制度の対象としていないが、一時保護の状態が長期にわたっているか、わたることが見込まれるこどもについてはこの仕組みを活用できるよう、制度を拡充する。

オ　社会的養護施策策定の際のこどもの意見の反映

・本計画策定にあたっては、元社会的養護経験者の若者を委員として参画するようにしているが、個々の施策を検討する際にも参画してもらうか、また、元社会的養護経験者に限らず、現当事者を含めてこれらに参画してもらうかについては、その可否及び適否について検討を行う。

・本計画策定に当たっては措置児童等に対するアンケートを実施し、その結果も踏まえつつ計画を策定しているが、策定後も毎年アンケートを実施することで、逐次当事者の意見を踏まえた施策づくりを行う。

④　評価のための指標

・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））

・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）

・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度

・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度

・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数

・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

３．市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

（１）市町の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

①　現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	令和６年度末時点での目標の達成見込み	達成・未達成（見込み）の要因
子育て世帯包括支援センター及びこども家庭総合支援拠点の設置促進	設置自治体の増（子育て世代包括支援センター：計画策定時（R2.3 月）17 市町→R6.3.31 時点 20 市町、こども家庭総合支援拠点：計画策定時 4 市町→R6.3.31 時点 12 市町）等を果たした。	達成	
地域子ども・子育て支援事業の更なる充実を図る。	新たな事業に取り組む市町が増え、件数も増加傾向にある。	達成	

②　資源等に関する地域の現状

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　こども家庭センターの設置数	20 市町すべてにこども家庭センターを設置	4 市町（令和 6 年 4 月 1 日現在）	16 市町
イ　市町職員に対する研修	研修実施回数 186 回、延べ受講者数 372 人	研修実施回数 115 回、延べ受講者数 231 人（R5 実績）	研修実施回数＋71 回、延べ受講者数＋141 人
ウ　県と市町との人材交流の実施体制の整備	希望する市町に対し人材交流が実施可能な体制構築	未実施	ニーズの把握、調整など
エ　こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	こども家庭センター設置市町すべてにおいて円滑に策定	連携しての策定に難しさあり	市町相互でのノウハウ共有など
オ　ヤングケアラーに対する支援	すべての市町において一定の体制が構築	市町により取組に差異あり	体制構築に向け支援

③　資源の整備・取組方針等

ア　こども家庭センターの設置

・令和４年６月改正児童福祉法において、市町は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

・地域で身近なこどもやその家庭への支援を充実させるため、令和 9 年度までに全市町にこども家庭センターが設置されるようにする。

・未設置の市町に対しては、設置の勧奨とともに必要に応じ国庫補助の制度説明や助言等を行うなどして、市町におけるこども家庭センターの設置を推進する。

表４　こども家庭センターの整備目標

	令和 6（2024）※実績	令和 7（2025）	令和 8（2026）	令和 9（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
こども家庭センターの設置市町数	4	13	16	20	20	20
県内のこども家庭センターの設置割合	20%	65%	80%	100%	100%	100%

イ　こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施

・こども家庭福祉行政においては、日頃から子育て家庭と接点を持つ市町の相談支援体制を担う人材の重要性がこれまで以上に大きくなっていることから、これに携わる市町職員の資質向上のため研修について、実施回数及び受講者数の増を目指す。

・研修に関する情報の周知等市町に研修実施の働きかけを行うとともに、児童相談所への実地研修の実施等を行う。

表５　こども家庭福祉行政に携わる市町職員の研修の実施回数及び受講者数

	令和 5（2023）※実績	令和 6（2024）※見込み	令和 7（2025）	令和 8（2026）	令和 9（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
実施回数	115	121	127	140	154	169	186
延べ受講者数	231	243	254	279	307	338	372

ウ　県と市町との人材交流の実施体制の整備

・市町と児童相談所が互いの役割と機能を理解、尊重しながら連携し、情報共有が適切に行われるために、県と市町の人材交流は有益と考えられる。

・県は、人材交流を希望する市町のニーズを適切に把握し、職員の資質向上や児相との連携強化につながるような人材交流の可能性について検討を行う。

エ　こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

・サポートプランの作成は、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家庭のためにこども家庭センターが行う重要な業務であるとともに、その作成には難しさも伴うことから、県としても包括的な支援を行っていく。
・例えば、市町間での情報共有の場を設け、優良事例の紹介などを行い横の繋がりを強化することでノウハウを共有し、課題の解消が可能な体制づくりを支援する。
・児童相談所に配置している市町担当の児童福祉司と連携し、サポートプラン策定に悩みを抱える市町に対し、支援を行っていく。

オ　ヤングケアラーに対する支援

・ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野だけでなく、これらの分野を所管する機関との連携体制を構築の上、対応する。
・市町は住民に最も身近な基礎自治体であり、介護、障害等の具体的な福祉サービスを担っている。ヤングケアラー対策においても重要な役割を担うことが期待されることから、どの市町においても一定のヤングケアラー対策のための体制がとられるよう、情報共有、助言等を行っていく。

（２）市町の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

①　現行計画の達成見込み・要因分析等

市町に対しては、子ども・子育て支援事業の更なる充実を図るための支援を進めてきたが、実施状況には市町によってばらつきがある。

②　資源等に関する地域の現状

			資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	子育て短期支援事業（日数）	ショートステイ	4,000	1,368	2,632
		トワイライトステイ	180	70	110
	養育支援訪問事業（日数）		1,402	1,364	38
	子育て世帯訪問支援事業（日数）		3,000	891	2,109
	児童育成支援拠点事業（箇所数）		3	1	2
	親子関係形成支援事業（実施市町数）		2	0	2
イ　市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親		30 家庭	0 家庭	30 家庭
	ファミリーホーム		6 施設	6 施設	0 施設
	児童家庭支援センター		3 施設	1 施設	2 施設
ウ　母子生活支援施設の体制整備・活用促進			親子分離の予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで、市町が幅広く活用	DVの避難先及び経済状況に起因する利用が中心で、措置数も低下傾向	施設の機能強化、市町の活用促進

③　資源の整備・取組方針等

ア　市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

各市町が見込む家庭支援事業をそれぞれ計画どおり実施できるよう、関係者会議の開催等による事業内容の周知や、市町間がノウハウを共有するためのネットワーク強化に取り組む。

表６　市町における家庭支援事業の実施計画

		令和５（2023）※実績	令和６（2024）※見込み	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）
子育て短期支援事業	ショートステイ	1,368	3,335	3,468	3,601	3,734	3,867	4,000
	トワイライトステイ	70	88	106	125	143	161	180
養育支援訪問事業	延訪問日数	1,364	1,377	1,382	1,392	1,392	1,402	1,402
	実施世帯数	972	991	995	1,000	1,000	1,005	1,005
子育て世帯訪問支援事業	延訪問日数	891	2,373	2,498	2,623	2,748	2,874	3,000
	実施世帯数	361	1,012	1,065	1,119	1,172	1,226	1,279
児童育成支援拠点事業	箇所数	－	1	2	3	3	3	3
親子関係形成支援事業	実施市町数	－	0	1	2	2	2	2

イ　子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センターの活用

市町が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを活用することは、家庭と同様の環境で養育ができること、児童養護施設等が近隣にない地域でも実施できること、養育のスキルアップに資すること、未委託の里親に養育の具体的なイメージを持ってもらえること等のメリットが、また、児童家庭支援センターを活用することには、職員の専門性の活用、その後の適切な支援、継続的なケアに資すること等のメリットがある。

このことを踏まえ、県としては、市町職員を参集した関係者会議で説明を行うこと、市町からの照会に対し子育て短期支援事業の委託に協力できる里親・ファミリーホーム・児童家庭支援センターの情報を各市町に提供すること等により、市町が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるようにする。

表７　市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム・児童家庭支援センター数

	令和５（2023）※実績	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）
里親	0	0	5	11	17	23	30
ファミリーホーム	5	5	6	6	6	6	6
児童家庭支援センター	1	1	2	2	3	3	3

ウ　母子生活支援施設の体制整備・活用促進

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる施設であるため、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。

県としては、母子生活支援施設が幅広い事業に対応できるよう、研修による人材育成等を通じ、機能強化に向けた支援と行うとともに、市町に対し、母子生活支援施設をＤＶ被害に限らず虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行う施設として幅広く活用するよう促していく。

④　評価のための指標

・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
・市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム・児童家庭支援センター数

（３）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

①　現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	令和６年度末時点での目標の達成見込み	達成・未達成（見込み）の要因
児童家庭支援センターについて、どの地域への設置が必要か、また、どのような機能を持たせることができるのか等の検討を行ったうえで、必要に応じて各地域への設置についても検討を進めていく。	県西部及び北部への設置の必要性を認め、これらの地区に存する児童養護施設と協議を行うなど、検討を進めた。	達成	

②　資源等に関する地域の現状

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　児童家庭支援センターの設置数	3	2 （うち休止 1）	1
イ　児童相談所からの在宅指導措置委託件数	30	0	30
ウ　市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	3	1	2

③　資源の整備・取組方針等

ア　児童家庭支援センターの設置数

・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえつつ、必要性や効果等の面から設置の要否を検討する。

・当面は、新たに開設が見込まれる北部地区の児童家庭支援センターの立上げを支援するとともに、休止中となっている東部地区の児童家庭支援センターの再開についても今後検討を行う。その他の地区については、適宜検討する。

表８　児童家庭支援センターの設置数

	令和 5 （2023） ※実績	令和 6 （2024） ※見込	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
施設数	2 （うち休止 1）	2 （うち休止 1）	3 （うち休止 1）	3 （うち休止 1）	3	3	3

イ　児童相談所からの在宅指導措置委託件数

・児童家庭支援センターが児童相談所からの在宅指導措置の委託を受けることができるよう、人材育成などによる体制の強化及び児相や市町との連携を進めていく。

表９　児童家庭支援センターの児童相談所からの在宅指導措置委託件数

	令和５ （2023） ※実績	令和６ （2024） ※見込	令和７ （2025）	令和８ （2026）	令和９ （2027）	令和10 （2028）	令和11 （2029）
委託件数	0	5	10	15	20	25	30

ウ　市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

・市町が家庭支援事業を実施する際に、児童家庭支援センターが委託先の候補となるよう周知を行う他、児童家庭支援センター未設置の地域への新規開設等に関する検討を行う。

表１０　市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

	令和５ （2023） ※実績	令和６ （2024） ※見込	令和７ （2025）	令和８ （2026）	令和９ （2027）	令和10 （2028）	令和11 （2029）
センター数	1	1	2	2	3	3	3

④　評価のための指標

・児童家庭支援センターの設置数
・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
・市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

４．支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

（１）資源等に関する地域の現状

		資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　妊産婦等生活援助事業の実施事業所数		1 箇所	1 箇所	0 箇所
イ　助産施設の設置数		3 箇所	3 箇所	0 箇所
ウ　特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修	実施回数	20 回	16 回	4 回
	受講者数	26 人	4 人	22 人

（２）資源の整備・取組方針等

ア　妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

・　令和４年改正児童福祉法において、都道府県は家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的とする「妊産婦等生活援助事業」の実施に努めることとされた。

・　佐賀県では、同法の施行前の令和５年７月、国の「特定妊婦等支援臨時特例事業（安心こども基金）」を利用し、電話、メール、SNS による 24 時間 365 日体制の相談窓口の設置及び２世帯までの居住支援が可能な体制を整備している。

・　計画期間内における本事業の実施事業所数は１か所とする。

・　居室数については、当面２室を維持し、ニーズの動向等を見ながら増減の要否を検討する。

・　県が特定妊婦等生活援助事業を行うに当たっては、支援を必要とする特定妊婦等の把握や初期対応、特定妊婦としての要保護児童対策地域協議会への登録、退所後の訪問支援などの局面において、市町の対応が不可欠であるため、今後より一層の連携を図っていく。

表１１　妊産婦等生活援助事業の実施事業所数　（単位：箇所）

	令和 7（2025）	令和 8（2026）	令和 9（2027）	令和 10（2028）	令和 11（2029）
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1	1	1	1	1

イ　助産施設の設置数

・助産施設は県内に国立病院機構佐賀病院、地方独立行政法人佐賀県医療センター好

生館、唐津赤十字病院の３施設を設置している。

・令和４年度及び令和５年度入所実績はそれぞれ６件となっており、現状の設置数で助産の受入れ対応は充足していると考えられることから、今後も現体制による支援に取り組む。

表１２　助産施設の設置数　（単位：箇所）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
助産施設の設置数	3	3	3	3	3

ウ　特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

・妊産婦等生活援助事業の実施事業所では、事業開始年度にすべての職員が「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」に示される内容の研修会を複数回受講しており、また、初年度以降も継続的に、適宜必要な研修を受講できている。

・今後も全国の妊産婦等生活援助事業の実施状況を把握し、適宜事業の見直しや必要な研修についての情報収集を行い、研修会の実施についての検討及び実施事業所への情報提供等を行う。

・また、特定妊婦やその家庭に身近な存在である市町の職員に対しても、研修会の案内を行い受講するよう働きかけることで、県内の特定妊婦等への支援体制の充実を図ることとし、計画期間において毎年度最低 1 回の研修の実施及び特定妊婦等の支援に関係する市町の職員、保健福祉事務所職員、妊産婦等生活援助事業実施事業所等の職員が毎年度 1 名以上受講することで、関係機関において特定妊婦の支援に関する知識を持った職員が必ず１名以上いる状況を目指す。

表１３　特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

（単位：回・人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
研修の実施回数	17	18	19	20	20
受講者数　※	8	12	16	21	26

※受講者数＝20 市町+5 保健福祉事務所+1 妊産婦等生活援助事業実施事業所

（３）指標

・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数

・助産施設の設置数

・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

５．各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

代替養育が必要なこどもに対する里親等委託の推進や施設の小規模・多機能化等に向けた取組等を検討するにあたり、代替養育を必要とするこども数の見込みを算出する。

○　代替養育を必要とするこどもの数の見込みは、直近の実績（令和６年 12 月末現在）を起点として、順次向こう５年間の 18 歳未満人口の推計値の増減率を乗じることを基本として、一時保護を受けるこどもの数の伸びを考慮して算出するものとする。

○　過去５年度（令和元年度から令和５年度まで）の代替養育を受けたこども数の推移は以下のとおりとなる。

表１４　代替養育を受けているこども数の推移

	令和元 (2019)	令和２ (2020)	令和３ (2021)	令和４ (2022)	令和５ (2023)	令和６ (2024) ※３	平均
18 歳未満人口 a ※１	135,673	133,894	131,562	129,230	126,897	124,565	131,451
代替養育を受けているこども数 b ※２	263	238	204	175	172	192	207

※１　佐賀県推計人口及び国立社会保障・人口問題研究所が算出した人数

※２　福祉行政報告例第 50 表、57 表より（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする児童心理治療施設及び児童自立支援施設を除く）

※３　令和６年度の代替養育を受けているこども数は、令和６年 12 月末現在

○　一時保護こども数は令和５年度から大きく増加に転じ、令和元年度と令和５年度を比較すると約 11.7%増、１年あたりの伸び率は 2.9%となる。

表１５　一時保護こども数の推移

	令和元 (2019)	令和２ (2020)	令和３ (2021)	令和４ (2022)	令和５年 (2023)
一時保護こども数	299	300	281	242	334
前年度比	－	100.3%	93.7%	86.1%	138.0%
令和元年から令和５年の伸び率　a		111.7%			
１年あたりの伸び率　b=a/4		102.9%			

※福祉行政報告例第 47 表より

○　表１４と表１５を比較すると、一時保護こども数が大幅増となった令和５年度は、代替養育を受けているこども数も、年々18 歳未満人口が減少している中で増加に転じている。このことから、一時保護こども数の増減は代替養育を受けるこども数の増減に一定の及ぼすものと推定し、このことを加味して行うこととする。

○　代替養育を必要とするこども数に18歳未満人口の増減率及び一時保護こども数の１年あたり伸び率（102.9%）を乗じ、今回の計画期間における代替教育を必要とするこども数の見込みを算出すると、以下のとおりとなる。

表１６　18歳未満人口に占める代替養育を必要とするこども数の推計

			令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
18歳未満推計人口 ※1 a			122,233	119,897	117,561	115,225	112,889
18歳未満推計人口の前年度比増減率　b=a/前年度のa			98.1%	98.1%	98.1%	98.0%	98.0%
代替養育を必要とするこども数	18歳未満推計人口増減率のみ c=前年度の代替養育児数*b		188	184	181	177	173
	一時保護の増加を踏まえた補正後　d=c*1.029		193	189	186	182	178
	※2	うち３歳未満	25	25	25	24	24
		うち３歳以上 就学前	39	38	37	36	35
		うち学童期以降	129	126	124	122	119

※１　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」をベースに推計

※２　年齢別は、2024年度の年齢区分別こども数の割合（３歳未満16,545人（13.3%）、３歳以上就学前25,823人（20.2%）、学童期以降82,895人（66.5%））をもとに算出

※３　小数点以下四捨五入

［指標］

○　それぞれの寄与度の評価が困難であるため、上記見込数の算出に当たっては反映していないが、国の都道府県社会的養育推進計画策定要領において代替養育が必要となる割合の算出に有用とされているデータには以下のようなものがある。

表１７　新規に里親等委託又は入所措置されたこども数

	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
新規に里親等委託又は入所措置されたこども数　※	32	28	16	19	21
前年度比（%）	－	87.5	57.1	118.8	110.5

※福祉行政報告例57表より（児童福祉施設への入所措置は含んでいない）

表１８　児童相談所における養護相談対応件数の推移

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 年 (2023)
養護相談対応件数 （うち虐待相談）	946 (717)	1,086 (898)	1,135 (987)	1,248 (1,085)	(1,024)
前年度比（%） （うち虐待相談）	－	114.8 (125.2)	104.5 (109.9)	110.0 (109.9)	(94.4)

※１　福祉行政報告例第 49 表より

※２　養護相談の理由は、虐待のほか、保護者等の死亡、離婚、傷病・負傷等などが含まれる。

表１９　一時保護こども数のうち代替養育を受けることとなったこども数の割合

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 年 (2023)
一時保護こども数（表 15 再掲）a	299	300	281	242	334
うち代替養育を受けることとなったこども数 b	82	74	64	55	76
一時保護児が代替養育を受ける割合（%）c=b/a	27.4	24.7	22.8	22.7	22.8

※福祉行政報告例第 47 表より

表２０　市町の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 年 (2023)
管理しているケース数	1,983	2,102	2,068	2,203	2,098
前年度比（%）	－	106.0	98.4	106.5	95.2

※市町への照会結果より

表２１　市町こども家庭総合支援拠点及び子育て世帯包括支援センターで支援しているケース数

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 年 (2023)
こども家庭総合支援拠点で管理しているケース数	63	918	818	937	1,117
子育て世帯包括支援センターで管理しているケース数	658	601	894	1,053	1,150

※市町への照会結果より

表２２　市町村こども・子育て支援事業計画の社会的養護に関係する事業の量の見込み等のデータ

	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
量の見込み	－	－	－	－	－

※作成中

表２３　児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により里親等委託又は入所措置を行っていないが、里親等委託率又は入所措置を必要とする可能性がある件数（こども数）

	令和元 (2019)	令和２ (2020)	令和３ (2021)	令和４ (2022)	令和５ (2023)
件数	－	－	－	－	－

※計測が困難。

表２４　親子関係再構築に向けた取組の推進等による家庭復帰や親族里親等への移行、養子縁組の成立によって代替養育から解除されるケース数

	令和元 (2019)	令和２ (2020)	令和３ (2021)	令和４ (2022)	令和５ (2023)
ケース数	38	54	34	35	20
伸び率	－	142.1%	63.0%	102.9%	57.1%

※児童養護施設等入退所状況調査より

６．一時保護改革に向けた取組

一時保護は、虐待を受けたこどもの最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、こどもの適切な養育を受ける権利等の擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

（１）現行計画の達成見込み・要因分析等

	現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み（R６末時点）	達成・未達成の要因
１　一時保護所の必要定員数と一時保護専用施設	○　平成 30 年度に一時保護所を増築し、現時点においては定員に余裕があること、また、一日当たりの委託一時保護児数が 6 児童養護施設計で 3.6 人であること、また、今後は里親への委託も推進することを考慮した場合、一時保護専用施設の必要性は低い。 ○　今後は、増加傾向にある一時保護こども数の推移や措置児童等アンケートの結果を踏まえつつ、必要に応じて定員数や北部児童相談所における一時保護所の在り方、一時保護専用施設の設置等について検討を進めていく。	適宜必要性について検討を実施	―	現体制により必要な対応ができているため
２　一時保護委託が可能な里親の確保	○　里親のリクルートの段階から一時保護可能な里親の確保に努める。 ○　里親に対しての支援体制や研修の充実等を図る。	一時保護委託の形態として里親への一時保護もあるが、実績としては少ない。	未達成	一時保護特有の事情（短期間、緊急性等）に応じることができる里親の確保に難しさがあるため

3　一時保護に関わる職員の育成と専門性の向上	○一時保護に関わった経験年数別に実施する研修や、一時保護所の職員の勤務形態に合わせた研修の在り方など、一時保護に関わる職員の育成及び専門性の向上させるため、対応について検討する。	所内研修等を実施、所外研修への参加	達成	所内外の研修を一定程度受講できているため
4　一時保護所の環境及び体制整備	○一時保護所について、措置児童等アンケートや今後の状況に応じて定員設定数の変更及び「できるだけ良好な家庭的環境」への転換を図る。 ○原籍校への通学を希望する子どもに対しては、子どもの安全確保に配慮しつつ、児童養護施設や里親等への一時保護委託を検討する。 ○一時保護所からの通学については職員配置など、解決すべき課題が多いことから体制整備などについて検討を行う。 ○原籍校への通学ができない場合、原籍校と連携しながら学習環境を整えるとともに、子どもの学習を支援する様々な資源の活用について検討を行う。 ○子どもが原籍校への通学や外出等を希望した場合であっても対応できない場合、その理由について丁寧に説明を行う。 ○一時保護所における第三者評価の導入について検討を行う。	○原籍校への通学を希望する場合、可能な限り一時保護委託を実施 ○一時保護所の第三者評価を受審し、ルールの改善等を実施 ○意見表明等支援事業の導入により、定期的にこどもの意見を聴取し、フィードバックを実施	未達成	こどもの希望とこどもの安全を守ることとの均衡を取りつつ進めていく必要があるため。

	○児童福祉審議会での意見聴取の方法については、国による調査内容を踏まえ、本県での実施方法について検討を行う。			

（２）資源等に関する地域の現状

		資源の必要量	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　一時保護施設の定員数		28 人	28 人	0 人
イ　一時保護専用施設や委託一時保護が可能な児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設	0 施設	0 施設	0 施設
	里親	50 世帯	50 世帯	0 世帯
	ファミリーホーム	6 施設	6 施設	0 施設
	児童福祉施設等※	12 施設	12 施設	0 施設
ウ　一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	39 回	36 回	3 人
	受講者数	176 人	157 人	19 人
エ　第三者評価を実施している一時保護施設数		1 施設	1 施設	0 施設

※児童福祉施設等・・・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業（Ⅰ型）

（３）資源の整備・取組方針等

一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものであることから、一時保護を行う場合は、その目的を達成した上で、できる限り家庭的環境で行われるよう配慮する。

また、令和 6 年度に実施した措置児童等アンケートにおいて、「一時保護所での生活の中で嫌だったことや辛かったこと、困ったことはありましたか」という設問に対し、「生活のルールが厳しい」、「できることが限られていて退屈」といった項目の回答数が多かったことも踏まえ、一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限になるよう規則の見直し等に取り組むなど、こどもの立場に立った保護や質の高い支援に努める。

ア　一時保護施設の定員数

・一時保護施設は県内に 1 か所設置されており、平成 30 年度の増築により、現在の定員は 28 名（幼児 4 人、男児 12 人、女児 12 人）となっている。入所実績は表２５の

とおりで、大きな変動はなく一定の増減幅の中で推移している。

・原籍校への通学が必要なこどもは一時保護委託を行っていることもあり、過去 5 年間の実績を見ても定員の 28 名が満所になったことはない。

・上記の入所実績、児童養護施設やファミリーホーム等においては一時保護委託が多く行われていること、及び今後「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親への委託を推進していく方針であること等から、一時保護所の定員については現行どおりを見込む。

表２５　一時保護の実績

	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
一時保護施設の入所実績	148 人	148 人	137 人	98 人	149 人
月平均（一時保護施設）	12.3 人	12.3 人	11.4 人	8.2 人	12.4 人
一時保護委託の実績	107 人	109 人	108 人	107 人	173 人

表２６　一時保護施設の定員数の整備目標

	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
定員数	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人	28 人

イ　一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

・県内に一時保護専用施設は未設置である。一時保護こども数の増加傾向や一時保護施設の地理的条件等の課題はあるが、前述のとおり県内の一時保護所の稼働状況や、施設やファミリーホーム、里親等に対する委託一時保護の実施状況に鑑み、現時点では、一時保護専用施設設置に関する具体的な目標は設けず、必要性等について検討を行う。

・一時保護の委託先としては、児童福祉施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ｉ型）、ファミリーホームの全施設を見込む。

・里親については一時保護児の受入れが可能な世帯数は 50 世帯程度（委託中の里親世帯を除く。）を見込んでおり、里親登録・更新時に丁寧な説明を行う。

表２７　一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数の整備目標

	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)
一時保護専用施設	―	―	―	―	―	―
里親	50 世帯	50 世帯	50 世帯	50 世帯	50 世帯	50 世帯
ファミリーホーム	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設
児童福祉施設等	12 施設	12 施設	12 施設	12 施設	12 施設	12 施設

ウ　一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

・一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修により職員等の専門性の向上を図ることが重要である。

・現在、本県の一時保護施設では、こどもの「行動」に着目し、社会スキルや予防教育、効果的なほめ方などの教育法を用いてこどもと向き合う「コモンセンス・ペアレンティング（ＣＳＰ）」等に関する所内研修に取り組んでいるほか、所外の研修にも参加している。

・今後も引続き、一時保護所で直接処遇に関わる職員全員が年間数回所内研修を受講し、外部研修の積極的な受講により質の向上を図る。

	令和６年（見込）			令和７～11 年（計画）		
	庁内	外部	計	庁内	外部	計
研修の実施回数	22 回	14 回	36 回	25 回	14 回	39 回
職員数	22 人			22 人		
のべ受講者数	107 人	50 人	157 人	110 人	66 人	176 人
1人あたり研修回数	4.86 回	2.27 回	7.13 回	5 回	3 回	8 回
主な研修内容	職員研修、CSP 全体研修、CSP 個別研修	児童相談所職員研修（国立武蔵野学院）、養育支援センター（発達障害児）研修、CSP 指導者講習及び更新講習		職員の資質向上のために必要な研修内容について検討の上実施	職員の資質向上のために必要な研修内容について検討の上実施	

エ　第三者評価を実施している一時保護施設数

・一時保護施設の第三者評価については、令和５年度に初めて受審し、その結果を受け、体制やルールの見直しに着手している。

・今後も定期的（３年に１回）に第三者評価を受審し、その結果を活かして改善に取り組むことで、よりよい一時保護所の環境整備を進めていく。

表２８　第三者評価を実施している一時保護施設数の整備目標

	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
施設数	0 施設	0 施設	1 施設	0 施設	0 施設	1 施設

（４）指標

・一時保護施設の定員数

・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数

・一時保護施設職員に対する研修の実施回数・受講者数

・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母（管内の全一時保護施設数）

・一時保護施設の平均入所日数

・一時保護施設の平均入所率

７．代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

代替養育されているこどもに対しては、まずは家庭復帰に向けて最大限努力し、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討する、こどもの「パーマネンシー保障※」の理念に基づくケースマネジメントの徹底が求められている。

※パーマネンシー保障とは・・・パーマネンシーとは永久性、不変性、永続的なもの・人という意味を持つ言葉であり、社会的養護においては養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、こどもに安定的なケアを保障することを指す。

（１）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを実施するための体制が求められる。

①　資源等に関する地域の現状

資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行い、長期措置を防ぐための児童相談所における迅速な対応が可能な体制の整備	こどもの家庭復帰が難しいケースについては、積極的に親族等へ受入れのアプローチを行い、随時、特別養子縁組の可能性について検討し、長期措置を防ぐための対応を行っている。	親族等による養育や特別養子縁組の積極的な検討

②　資源の整備・取組方針等

児童相談所において、組織としては現行の体制を基本としつつ、こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討などについては、より積極的に取り組んでいく。

なお、各施設においても、家庭支援専門相談員を中心に、こどものアセスメントや十分な支援を強化し、早期に家庭復帰や里親等へ移行できるよう積極的に取り組んでいく。

③　指標

・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間

・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

（２）親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援である。

当該支援の充実のためには、児童相談所による支援のほか、市町や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含め、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要がある。

①　資源等に関する地域の現状

		資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	親子関係再構築支援員の配置	必要性を検討	未配置	必要性を検討
	カウンセリング事業	9 件	7 件	2 件
	家族療法・保護者支援プログラム事業	91 件	72 件	19 件
	児童相談所職員の保護者支援プログラム等資格取得支援事業	5 件	4 件	1 件
	親子関係再構築民間団体育成事業	検討	未実施	検討
	ファミリーグループカンファレンス事業			
	宿泊型支援事業			
	スーパーバイズ事業			
イ　親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備		検討	未配置	検討
ウ　親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修	実施回数	28 回	21 回	7 回
	延べ受講者数	140 人	150 人	0 人
エ　児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得	所内での実施回数	50 回	69 回	0 回
	外部研修の受講者数	20 回	26 回	0 回
	ライセンス所得者数	8 回	16 回	0 回
オ　保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備		検討	未実施	検討

②　資源の整備・取組方針等

ア　親子再統合支援事業による各種支援の実施

・　親子関係再構築支援事業による各種支援のうち、実施済みのカウンセリング事業、家族療法・保護者支援プログラム事業、児童相談所職員の保護者支援プログラム等資格取得支援事業については、虐待相談対応件数の増加に対応するため表29の件数の実施を目指す。

表２９　親子再統合支援事業による各種支援の実施件数の見込み　　（単位：件）

	令和５ (2023) ※実績	令和６ (2024) ※見込み	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
カウンセリング事業	1	7	7	8	8	8	9
家族療法・保護者 支援プログラム事業	25	72	75	79	83	87	91
児童相談所職員の保護者支援 プログラム等 資格取得支援事業	4	4	4	4	5	5	5

・　未実施の親子関係再構築民間団体育成事業、ファミリーグループカンファレンス事業、宿泊型支援事業、スーパーバイズ事業については、今後の県内の状況を踏まえ、事業の必要性を適宜確認の上、実施について検討を行う。

イ　親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備

県内の児童相談所において、措置児童を専門に扱う専門チームを設置しており、今後も支援体制の充実に努める。

ウ　親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修

実施回数と受講者数については現状において十分な状況にあり、今後も適切な研修回数及び受講者数を確保する。

表３０　親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の見込み　（単位:回、人）

	令和４ (2022) ※実績	令和５ (2023) ※実績	令和６ (2024) ※見込み	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
実施回数	30	32	21	28	28	28	28	28
延べ受講者数	206	65	150	140	140	140	140	140

エ　児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得

・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する所内研修の実施回数及び受講者数、ライセンス取得者数は計画初年度の令和２年度と比較しても高い数値となっており、今後も保護者支援プログラム等に関して十分な知識と能力を持った職員の育成に取り組んでいく。

表３１　児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数、受講者数

	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
所内での実施回数	47	36	42	54	69	50	50	50	50	50
外部での研修の受講者数	5	27	16	28	26	20	20	20	20	20
ライセンス所得者数	3	2	2	18	16	8	8	8	8	8

※　児童相談所への照会より
※　R5 までは実績、R6 は見込み数。
※　R7 以降は過去 5 年の平均数。

オ　保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくり、児童相談所だけでは難しい専門的な支援の実施などのため、保護者支援プログラム等の民間団体への委託についても今後必要性について検討を行う。

③　評価のための指標

・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

（３）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

代替養育を受けているこどものうち、家庭復帰が困難である者に対するパーマネンシー保障のため、特別養子縁組等（特別養子縁組及び普通養子縁組をいう。）の支援体制を充実させる必要がある。

①　達成見込み・要因分析等

現行計画における 目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み （R６末時点）	達成・未達成の要因
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数　年間７件程度	令和２年度から令和６年度の年間平均成立件数は３件のである。	未達成	相談支援及び普及啓発の体制
特別養子縁組については、特別養子縁組の検討対象となる子どもを把握するとともに、子どもの権利を最優先に考え、必要と考えられる場合には児童相談所等で適切に対応する	こどもの権利を最優先に考え、特別養子縁組の検討となる対象となるこどもの把握及び適切な対応に努めている。	取組中	―
養子縁組制度についての法制度の見直し（対象となる子どもの年齢要件の緩和など）については、国の動向も踏まえ適切に対応する。	R1.6.7 民法改正により、特別養子縁組制度の対象年齢が 15 歳未満へと引き上げられたことを受け、当該年齢のこどもまで特別養子縁組の可否を検討することとした。	達成	―

② 資源等に関する地域の現状

	資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	年間６件	年間約３件 （H31-R5 平均）	年間＋約３件
イ民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	年間２件	年間１件 （Ｒ５実績）	年間＋１件
ウ親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	積極的に検討	県外のあっせん機関の希望に応じて候補者を選定	より積極的に検討をする体制を整備
エ里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	関係諸機関による相談支援体制が整っていること	フォスタリング機関及び各児童養護施設の里親支援専門相談員により実施	里親支援センターの導入及び当該施設による相談支援の実施
オ特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	累計５人	０人	毎年度２名程度の受講

③ 資源の整備・取組方針等

ア 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

・佐賀県においては、国が年間 1,000 人以上の特別養子縁組の成立を目指していることを受け、県の全国に占める人口割合 0.64%（佐賀県 811 千人／全国 126,146 千人）を踏まえ、年間 6 件程度の特別養子縁組の成立を目指すこととする。

表３２　特別養子縁組成立件数の推移　（単位：件）

実績					見込				
令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和 6 (2024)	令和7 (2020)	令和8 (2021)	令和9 (2022)	令和 10 (2023)	令和 11 (2024)
3	3	6	1	3	4	4	5	5	6

イ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

・特別養子縁組等においては、他の自治体や民間あっせん機関等との連携も有効であることから、他自治体や民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなどの協力を行う。

・児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することも視野に入れる。

表３３　民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数　　（単位：件）

実績					見込				
令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和６ (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
0	0	0	1	0	1	1	1	1	2

ウ　親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備

・児童相談所は、家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について、より積極的に検討する。

・特に、親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、特別養子縁組について積極的に検討を行う。

エ　里親支援センターやフォスタリング機関、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備

・代替養育における特別養子縁組等は原則的に養子縁組里親を経て実現するものであることから、里親支援センターやフォスタリング機関、市町や民間団体等による相談支援体制が重要である。

・本県では乳児院や今後開設が見込まれる里親支援センターを活用した特別養子縁組等に関する相談支援体制の充実を図る。

オ　特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

本県児童相談所職員の特別養子縁組に関する研修の受講実績はまだないが、以上を踏まえ、各児童相談所職員が毎年 2 名程度特別養子縁組等に関する研修を受講できるよう、研修の受講が可能な体制の整備及び研修会の情報の提供等に取り組む。

表３４　特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数　　（単位：人）

実績	見込	計画				
令和2～5 (2020-2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
0	0	2	2	2	2	2

④　評価のための指標

・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数

・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数

・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係

る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
・里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

８．里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

代替養育を必要とするこどもについては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、より家庭に近い環境で養育されるよう、里親及びファミリーホームへの委託を推進することが求められている。

（１）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

以下のとおり、計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数及び里親等委託率の見込みを算出する。

①現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における里親等委託率の設定にあたっては、策定時点において現に里親等委託されている、あるいは里親等委託が必要なこども数（算式２＝全ケースの事情調査に基づく）が全代替養育児・一時保護児数に占める割合を求め、これを計画年度である R11 における代替養育児数の推計値に乗じて、一旦 R11 において里親等委託が必要なこども数を算出した。その結果、うち学童期以降については、里親の確保やマッチングの難しさや委託後の共同生活の困難さなどから達成は容易ではないと判断、毎年度の増加数を 1/2 に抑制した。

こうして設定した里親等委託率は下表のとおりであり、国の数値目標「概ね７年以内（３歳未満は概ね５年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上」とも概ね合致する。

この計画を念頭に置いて代替養育を必要とするこどもの措置を進めた結果、現時点で達成すべき目標については概ね達成している。

<table>
<tr><th colspan="3">現行計画における
目標設定の内容</th><th>目標達成見込み
(R6.8.1 現在)</th><th>直近の
取組結果</th><th>達成・未達成の
要因</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3 歳未満</td><td>R6</td><td>53.6%</td><td>50.0%</td><td rowspan="7">家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた措置先の決定・変更</td><td rowspan="7">左記を基本としつつ、こどもの最善の利益の観点から最も適切と考えられる措置先を選択したため</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>76.9%</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 歳以上就学前</td><td>R6</td><td>69.0%</td><td>60.0%</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>81.5%</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学童期以降</td><td>R6</td><td>40.2%</td><td>44.8%</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>48.0%</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計</td><td>R6</td><td>45.2%</td><td>45.5%</td></tr>
<tr><td>R11</td><td>55.3%</td><td>－</td></tr>
</table>

② 資源等に関する地域の現状

			資源の必要量等	現在の整備・取組状況（R６）	整備すべき見込み量等
ア	里親等委託率	３歳未満	75.0%	60.0%	＋15.0%
		３歳以上の就学前	74.3%	66.7%	＋7.6%
		学童期以降	50.4%	39.6%	＋10.8%
		計	58.4%	43.2%	＋15.2%
	登録率		156.7%	147.4%	＋9.3%
	稼働率		37.3%	29.3%	＋8.0%
イ	里親登録数	養育里親	104 世帯	104 世帯	0 世帯
		専門里親	4 世帯	4 世帯	0 世帯
		養子縁組里親	78 世帯	78 世帯	0 世帯
ウ	ファミリーホーム数		6 ホーム	6 ホーム	0 ホーム
エ	里親登録（認定）に係る県児童福祉審議会の開催件数		年３回	年３回	0 回

③ 資源の整備・取組方針等

ア ３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

ｉ 里親等委託率

（ｉ）里親等委託が必要なこども数の見込みについて

（算式１）

・次のａ～ｃに係る人数、割合を算出する

ａ．代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合

表３５ 代替養育を必要とするこども数 R6.12 現在

	施設養育※			里親等委託			合計	現に里親等委託されているこども数の割合
	乳児院 a	児童養護施設 b	計 c=a+b	ファミリーホーム d	里親 e	計 f=d+e	g=c+f	h=f/g
３歳未満	4	0	4	0	6	6	10	60.0%
３歳以上の就学前	1	5	6	1	11	12	18	66.7%
学童期以降	0	99	99	17	48	65	164	39.6%
計	5	104	109	18	65	83	192	43.2%

※ 施設養育は、行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障

害児入所施設）における養育を除く（以下同じ）。

b．現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

表３６　現に一時保護をしているこども数　　R6.12 現在

	一時保護児数			代替養育が見込まれる一時保護児数 k のうち里親等委託が必要なこどもの数	現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合
		うち家庭復帰等が見込まれるもの	うち代替養育※が見込まれるもの		
	i	j	k=i-j	l	m=l/k
３歳未満	4	2	2	0	－
３歳以上の就学前	1	1	0	0	－
学童期以降	13	2	11	1	9.1%
計	18	5	13	1	7.7%

※　里親等委託が必要なこども数については、一時保護児の全ケースについて処遇見込及び代替養育を要する場合の理由を調査し、施設措置とする理由が「実親の意向」、「条件に合う里親の不在」及び「その他」のうち里親等委託が必要と考えられるものの数とした。

※　代替養育は、行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）における養育を除く（以下同じ）。

c．現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

表３７里親等委託が必要なこども数（算式１）　　R6.12 現在

	乳児院に半年以上措置されている乳幼児数	乳児院から措置変更された乳幼児数	児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数	計	現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合
	n	o	p	q	r=n+o+p+q	s=r/c
３歳未満	1				1	25.0%
３歳以上の就学前	1	0	2		3	50.0%
学童期以降				60	60	60.6%
計	2	0	2	60	64	58.7%

※本表 r 列、すなわち算式１における「里親等委託が必要なこども数」は、表 35c 列に計上されている施設養育を受けているこどものうち、措置期間等が n～q 列の各項目に該当するこどもを抽出したもの。

・以上をもとに、算式１における里親等委託が必要なこどもの割合を学齢区分別に算出する。

表３８　里親等委託が必要なこどもの割合(算式1)　　R6.12 現在

	代替養育※を必要とするこども数			里親等委託が必要なこども数				里親等委託が必要なこどもの割合	
	代替養育中	一時保護中		代替養育中		一時保護中			
	現に施設入所している・里親等委託されているこども数	代替養育が見込まれる一時保護児の数		現に里親等委託されているこども数	現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数	代替養育が見込まれる一時保護児のうち、里親等委託が必要なこども数			
	g(再掲)	k(再掲)	t=g+k	f(再掲)	r(再掲)	l(再掲)	v=f+r+l	w=v/t	
3歳未満	10	2	12	6	1	0	7	58.3%	73.3%
3歳以上の就学前	18	0	18	12	3	0	15	83.3%	
学童期以降	164	11	175	65	60	1	126	72.0%	
計	192	13	205	83	64	1	148	72.2%	

（算式２）

・次のａ～ｃに係る人数、割合を算出する

ａ．代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合

ｂ．現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

→算式１に同じ

ｃ．現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

表３９　里親等委託が必要なこどもの数（算式２）　　R6.12 現在

	現に施設入所しているこども数 c（再掲）	里親等委託が必要なこども数 r-2	里親等委託が必要なこども数の割合 s-2=r-2/c
３歳未満	4	4	100.0%
３歳以上の就学前	6	3	50.0%
学童期以降	99	38	38.4%
計	109	45	41.3%

※　本表 r-2 列、すなわち算式２における「里親等委託が必要なこども数」については、現に施設入所しているこどもの全ケースを調査し、施設措置として

いる理由が「実親の意向」、「条件に合う里親の不在」及び「その他」のうち里親等委託が必要と考えられるものの数とした。

d．現に代替養育の対象となっていない在宅のこどもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数
→　把握困難につき割愛

・以上をもとに、算式２における里親等委託が必要なこどもの割合を学齢区分別に算出する。

表４０　里親等委託が必要なこどもの割合（算式２）　R6.12 現在

	代替養育※を必要とするこども数			里親等委託が必要なこども数				里親等委託が必要なこどもの割合	
	代替養育中	一時保護中		代替養育中		一時保護中			
	現に施設入所している・里親等委託されているこども数	代替養育が見込まれる一時保護児の数		現に里親等委託されているこども数	現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数	代替養育が見込まれる一時保護児のうち、里親等委託が必要なこども数			
	g（再掲）	k（再掲）	t=g+k	f（再掲）	r-2（再掲）	l（再掲）	v=f+r+l	w=v/t	
3歳未満	10	2	12	6	4	0	10	83.3%	83.3%
3歳以上の就学前	18	0	18	12	3	0	15	83.3%	
学童期以降	164	11	175	65	38	1	104	59.4%	
計	192	13	205	83	45	1	129	62.9%	

（ⅱ）里親等委託率の目標設定及び年度ごとの見込みについて

・現時点での里親等委託率、算式１及び算式２で算出した里親等委託が必要なこどもの割合及び国が目標として設定する里親等委託率を並べると、下表のとおりとなる。

表４１　里親等委託率等一覧

	現時点での里親等委託率（R6.12.31 現在）		算式1		算式2		国の目標
3歳未満	60.0%	64.3%	58.3%	73.3%	83.3%	83.3%	75.0%以上
3歳以上の就学前	66.7%		83.3%		83.3%		
学童期以降	39.6%		72.0%		59.4%		50.0%以上
計	43.2%		72.2%		62.9%		―

・算式１、算式２の算出結果は、算式１の乳幼児を例外として国の目標を上回っているが、これらの算式で導き出される割合は、里親等委託が必要なこどもが例外なく里親等委託された場合ものであり、家庭養育に適さない（算式１）、実親の同意を得られていない、条件に合う里親がみつからない（以上算式２）などの事情は考慮されていないことから、実際の目標設定においてはより緩やかな判断が求められる。

・これらのことを踏まえ、本県が令和 11 年度の時点で達成すべき里親等委託率は、国の目標値どおり乳幼児期 75%以上、学童期以降 50%以上とする。

・なお、措置にあたっては、こどもの最善の利益を最優先し、数値目標達成のために、機械的に措置しない。

・「５．各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み」の表 16 で算出した令和７年度から令和 11 年度までの代替養育を必要とするこども数に上記目標とする里親等委託率を乗じ、これらの各年度において里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率を算出すると、以下のとおりとなる。

表４２　各年度における里親等委託が必要なこども数及び里親等委託率の実績及び目標値

		R1 (2021)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
3歳未満	代替養育こども数	35	17	19	9	11	10
	うち里親等	18	5	6	5	7	6
	里親	15	5	6	5	7	6
	ファミリーホーム	3	0	0	0	0	0
	里親等委託率	**51.4%**	**29.4%**	**31.6%**	**55.6%**	**63.6%**	**60.0%**
３歳以上の就学前	代替養育こども数	36	41	33	29	22	18
	うち里親等	19	24	24	16	14	12
	里親	14	21	24	16	13	11
	ファミリーホーム	5	3	0	0	1	1
	里親等委託率	**52.8%**	**58.5%**	**72.7%**	**55.2%**	**63.6%**	**66.7%**
学童期以降	代替養育こども数	192	180	152	137	139	164
	うち里親等	55	61	48	54	60	65
	里親	36	43	32	39	44	48
	ファミリーホーム	19	18	16	15	16	17
	里親等委託率	**28.6%**	**33.9%**	**31.6%**	**39.4%**	**43.2%**	**39.6%**
計	代替養育こども数	263	238	204	175	172	192
	うち里親等	92	90	78	75	81	83
	里親	65	69	62	60	64	65
	ファミリーホーム	27	21	16	15	17	18
	里親等委託率	**35.0%**	**37.9%**	**38.2%**	**42.9%**	**47.1%**	**43.2%**

		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
3歳未満	代替養育こども数	25	25	25	24	24
	うち里親等	16	17	17	17	18
	里親	13	14	14	14	14
	ファミリーホーム	3	3	3	3	4
	里親等委託率	**63.0%**	**66.0%**	**69.0%**	**72.0%**	**75.0%**
３歳以上の就学前	代替養育こども数	39	38	37	36	35
	うち里親等	27	27	27	26	26
	里親	22	22	22	21	21
	ファミリーホーム	5	5	5	5	5
	里親等委託率	**68.3%**	**70.0%**	**71.7%**	**73.3%**	**74.3%**
学童期以降	代替養育こども数	129	126	124	122	119
	うち里親等	54	55	57	58	60
	里親	43	44	46	46	48
	ファミリーホーム	11	11	11	12	12
	里親等委託率	**41.7%**	**43.8%**	**45.9%**	**47.9%**	**50.4%**
計	代替養育こども数	193	189	186	182	178
	うち里親等	97	99	101	101	104
	里親	78	79	81	81	83
	ファミリーホーム	19	20	20	20	21
	里親等委託率	**50.3%**	**52.4%**	**54.3%**	**55.5%**	**58.4%**

ⅱ　登録率

・代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数の割合を登録率といい、以下の算式により算出される。

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

・これまでの登録里親数及び登録率の状況は以下のとおり。

表４３　登録里親数及び登録率の実績　　各年度末現在

		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
登録里親数	a	147	165	181	187	190	190
新規登録者数		26	29	33	24	16	14
登録抹消者数		-11	-11	-17	-18	-13	-14
（差引）増減数		15	18	16	6	3	0
平均受託児童数	b	1.18	1.25	1.27	1.25	1.33	1.28
ファミリーホーム定員数	c	36	36	36	36	36	36
計（受託可能児童数）	d=a*b+c	209	242	266	270	289	279
代替養育を必要とするこどもの数	e	263	238	204	175	172	192
登録率	f=d/e	79.5%	101.7%	130.4%	154.3%	168.0%	145.4%

※Ｒ６の登録里親数は、R6.11 月時点の状況に照らし、同年度末を見込んだ数

・上記をもとに、登録率に関する今後の見込みを算出する。前述のとおり今後里親・ファミリーホームへの委託児童数の伸びを見込んでいるが、登録率がすでに 100%を大きく上回っていること、未委託里親が多く存在していることに鑑み、登録里親数は、里親・ファミリーホームへの委託児童数の伸びとは連動させず、現状を維持させる。

表４４　登録里親数及び登録率の見込み　　各年度末現在

		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
登録里親数	a	190	190	190	190	190
新規登録者数		14	14	14	14	14
登録抹消者数		-14	-14	-14	-14	-14
（差引）増減数		0	0	0	0	0
平均受託児童数	b	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28
ファミリーホーム定員数	c	36	36	36	36	36
計（受託可能児童数）	d=a*b+c	279	279	279	279	279
代替養育を必要とするこどもの数	e	193	189	186	182	178
登録率	f=d/e	144.6%	147.6%	150.0%	153.3%	156.7%

ⅲ　稼働率

・里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数を稼働率といい、以下の算式により算出される。

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

・ここまでに設定した数値をもとに稼働率を算出し、年度ごとに一覧すると以下のとおりとなる。「ⅱ　登録率」の項で設定した各年度の里親数により稼働率の低下は抑制され、令和 11 年度の時点での稼働率は 37.3%と、登録里親の 1/3 程度が実際にこどもを養育することになる。

表４５　稼働率

			実績					見込	計画				
			H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
里親・FHへの委託児童数		a	92	90	78	75	81	83	97	99	101	101	104
里親等が受託可能なこどもの数	里親受託可能数 里親登録数	b =表43のa	147	165	181	187	190	190	190	190	190	190	190
	里親受託可能数 平均受託児童数	c =表43のb	1.18	1.25	1.27	1.25	1.33	1.30	1.28	1.28	1.28	1.28	1.28
		d=b*c	173	206	230	234	253	243	243	243	243	243	243
	FHの定員数	e =表43のc	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
	計	f= d+e	209	242	266	270	289	279	279	279	279	279	279
稼働率		g=a/f	44.0%	37.2%	29.3%	27.8%	28.0%	29.3%	34.8%	35.5%	36.2%	36.2%	37.3%

イ　養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数の必要量は、上記ア「ⅱ登録率」で算出した登録里親の必要数に、現在の種別ごとの割合を乗じて算出する。

表４６　種別ごとの里親登録状況　（R5.3.31 現在）

	専門	養育	養子・養育	養子縁組	親族	計
登録里親数	4	71	65※	46	4	190
養子・養育分配後	4	104	0	78	4	190
割合	2.1%	54.7%	0.0%	41.1%	2.1%	

※「養子・養育」についてはどちらの資格も持っている里親であるため、便宜上養育里親と養子縁組里親半分ずつに分けることとする。（小数点による端数は数が多い養育里親数で調整）

表４７　種別ごとの里親登録数の見込み

		割合	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
里親登録数			190	190	190	190	190	190
	専門	2.1%	4	4	4	4	4	4
	養育	54.7%	104	104	104	104	104	104
	養子	41.1%	78	78	78	78	78	78
	親族	2.1%	4	4	4	4	4	4

※小数点による端数は最も数が多い養育里親で調整

ウ　ファミリーホーム数

現在、ファミリーホームは県内に６ホームある。県内からの措置状況（R6.12 現在、定員 36 人定員中県内措置児童 18 人）から、現状で必要数を満たしているものと考えられる。

エ　里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

里親登録（認定）に係る佐賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会は現在年間３回開催している。今後年間 14 人の新規登録里親数を目指すにあたっては、現状の実施回数からの増減は必要ないものと考えられる。

オ　計画実現に当たっての取組方針

・家庭優先原則やパーマネンシ―保障の理念等を踏まえ、上記で算出した里親等委託率、登録率、稼働率の達成を目指すことを基本とする。
・なお、個々のこどもの措置については、児童相談所によって十分なアセスメントの結果によってこどもの最善の利益の観点から行われるものであり、安易に里親等への委託を決定するなど、設定した里親等委託率の数値目標を達成するために機械的措置が行われてはいけないことに留意する必要がある。
・特に学童期以降のこどもに関しては、一人一人の状況に応じた判断を慎重に行い、積み重ねていく。
・登録里親数については、登録里親の有効活用の観点から、稼働率にも配慮する。
・毎年一定数の登録抹消者が出ており、毎年相当数の新規登録者が必要となることから、児童相談所、里親支援センター、その他関係機関が十分に連携の上、引き続き里親に関する周知広報等に取り組む。

③　評価のための指標

・３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に１回でも委託のあった里親数）
・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

（２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

令和４年改正児童福祉法では、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育されるこども並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う「里親支援センター」が、新たに児童福祉施設として位置付けられた。本県においても、このことを踏まえ、新たな里親等支援体制の構築を検討する必要がある。

①現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み（Ｒ６末時点）	達成・未達成の要因
民間の事業者におけるフォスタリング業務の実施体制等について、その条件等を整理するなど、実施に向けた検討を行い、できるだけ早期に取組を開始する。	里親支援（フォスタリング）事業の民間委託（Ｒ２～）	達成	現行計画策定と並行して、民間機関ならではの知見や手法、立場を活かした里親支援体制について、具体的な検討を進めた

②　資源等に関する地域の現状

			資源の必要量等	現在の整備・取組状況（Ｒ６）	整備すべき見込み量等
ア	里親支援センターの設置数		県内１か所	未設置	県内１か所
イ	民間フォスタリング機関の設置数		里親支援センター設置の場合不要	４法人	業務終了
ウ	児童相談所における里親等支援体制の整備		里親支援センターとの連携等	民間フォスタリング機関との連携等	里親支援センター設置に応じた体制の整備
エ	必須研修以外の研修	実施回数	26	26	0
		受講者数	200	170	30

③　資源の整備・取組方針等

里親支援センターは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を担う機関であり、本県においてもこれを設置する方向で検討する。

ア　里親支援センターの設置について

箇所数　　本県の人口・面積等の規模を考慮し、県内に１か所
実施主体　民間機関による設置・運営
時期　　令和７年４月（予定）

イ　民間フォスタリング機関について

現在、４法人が県の委託を受けて里親養育包括支援（フォスタリング）業務を実施しているが、本県においては、民営の里親支援センターが設立されると、民間フォスタリング機関への委託によるフォスタリング業務の実施という形態は終了する。

ウ　児童相談所における里親等支援体制の整備について

里親登録（認定）及び里親等委託の措置は行政権限の行使であり、里親養育に関する最終的な責任は県（児童相談所）にあることから、里親支援センター設置にあたっては、児童相談所との連携が重要となる。

このため、里親支援センター設置にあたっては、児童相談所においても適切な連携体制や役割分担を検討する。

エ　必修研修以外の研修の実施回数、受講者数について

過去３年間における基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数及び受講者数は表 48 のとおりであり、アンガーマネジメントや性教育など、様々な内容の研修を実施されている。

今後里親委託を必要とするこども、里親数ともに増加し、稼働率を上昇することが見込まれることから、研修の実施回数や内容について改善し、里親のさらなる資質向上を図る。

なお、里親養育スキルとして重要となる「傾聴・共感・受容」、「ストレングス」、「アンガーマネジメント」、「自己覚知」に関する研修はこれまで同様に研修項目として継続する。

表４８　里親に対する必修研修以外の研修の実施数及び受講者数　（単位：回、人）

	実績			見込	計画				
	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)
研修実施回数	14	27	26	26	26	26	26	26	26
研修受講者数	152	333	170	200	200	200	200	200	200

※研修実施回数については横ばいとし、内容の充実及び受講者の増を目指すこととする。研修受講者数は、過去の状況から算出。

④　評価のための指標

・里親支援センターの設置数、民間への委託数

・民間フォスタリング機関の設置数

・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

９．施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

これまで、こどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等は、家庭養育の優先が進められる中においても、施設での養育を必要とするこども（家庭での養育が困難なこども及び年長で今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）のための質の高い養育を提供する。

また、多機能化・機能転換を図る中においてその専門性を発揮し、地域の家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていく。

（１）施設で養育が必要なこども数の見込み

・「５．各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み」表 16 から「８．里親・ファミリーホームへの委託のこども数の見込み等」表 42 で算出した里親等委託を必要とするこども数の見込みを差し引き、表 49 のとおり施設養育が必要なこども数の年齢区分別の見込みを推計した。

・パーマネンシー保障の実現のための取組の実施体制や里親・ファミリーホームによる養育体制が確立するまでの間、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意する必要がある。

表４９　施設養育を必要なこども数の見込み

		令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
措置計	a=(b+c+d)	193 人	189 人	186 人	182 人	178 人
３歳未満	b	25 人	25 人	25 人	24 人	24 人
3歳以上就学前	c	39 人	38 人	37 人	36 人	35 人
学童期以降	d	129 人	126 人	124 人	122 人	119 人
里親等	e=f+g+h	97 人	99 人	101 人	101 人	104 人
３歳未満	f	16 人	17 人	17 人	17 人	18 人
3歳以上就学前	g	27 人	27 人	27 人	26 人	26 人
学童期以降	h	54 人	55 人	57 人	58 人	60 人
施設養育	i=j+k+l	**96 人**	**90 人**	**85 人**	**81 人**	**74 人**
３歳未満	j=b−f	9 人	8 人	8 人	7 人	6 人
3歳以上就学前	k=c−g	12 人	11 人	10 人	10 人	9 人
学童期以降	l=d−h	75 人	71 人	67 人	64 人	59 人

※「措置計」及び「里親等」の数値は表４２再掲

（２）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・本項目で言う「施設」とは、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転

換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、乳児院及び児童養護施設のことを指す。

① 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み（R６末時点）	達成・未達成の要因
小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換については、今後、各施設の状況に応じて進めていく	・計画策定時に比べ、以下のとおり進捗 小規模グループケアに取り組む施設 4 施設→6 施設 地域小規模児童養護施設に取り組む施設 1 施設→2 施設 ・児童養護施設 2 施設が児童家庭支援センターを実施（うち 1 施設は休止中）し、母子生活支援施設 1 か所で妊産婦等生活援助事業を実施するなど、各施設の特性を生かした多機能化・高機能化を実施		施設の実情に応じて推進
各施設の状況を把握するためのヒアリングを随時実施する。	必要に応じ実施	実施中	―
各施設が小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進できるよう、国の財政支援策の適切な活用に関する助言を行うなど支援を行う。	必要に応じ実施	実施中	―
ヒアリングの結果、配置基準の改善など、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進に課題となる制度があれば、改善するよう積極的に国に対して要望活動を行う。	必要に応じ実施	実施中	―

② 資源等に関する地域の現状

			資源の必要量	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア 小規模かつ地域分散化	施設数		2 施設	0 施設	2 施設
	入所児童数		46 人	0 人	46 人
イ 養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員	配置数	6 人	4 人	2 人
		加配施設数	6 施設	4 施設	2 施設
	心理療法担当職員	配置数	6 人	4 人	2 人
		加配施設数	6 施設	4 施設	2 施設
	自立支援担当職員	配置数	－	－	－
		加配施設数	－	－	－
ウ 養育強化のための事業	親子支援事業		―	―	―
	家族療法事業		―	―	―
エ 一時保護専用施設の整備施設数			―	―	―
オ 児童家庭支援センターの設置施設数			3 施設	2 施設	1 施設
カ 里親支援センターの実施施設数			1 施設	0 施設	1 施設
キ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数			（里親支援センター）	4 施設	（里親支援センター）
ク 妊産婦等生活援助事業の実施施設数			1 施設	1 施設	0 施設
ケ 市町の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	子育て世帯訪問支援事業		5 施設	1 施設	4 施設
	養育支援訪問事業		5 施設	2 施設	3 施設
	児童育成支援拠点事業		2 施設	0 施設	2 施設
	親子関係形成支援事業		3 施設	0 施設	3 施設
	子育て短期支援事業		6 施設	6 施設	0 施設
	一時預かり事業		3 施設	1 施設	2 施設

③　資源の整備・取組方針等

ア　小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数

・児童養護施設については、家庭養育優先原則に基づく「できる限り良好な家庭的環境」の実現のため、引続き施設の小規模かつ地域分散化を進めていく。このため、今後の児童養護施設の新築や改築、増築は、小規模かつ地域分散化を進める形で行うこととする。

・乳児院については、施設の特性上地域分散化が難しいことから、現在の敷地内小規模グループケアの体制を維持していくこととする。

表５０　小規模かつ地域分散化した施設数及び入所児童数の整備目標

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
施設数※	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設	2施設
入所児童数	0人	0人	0人	0人	0人	46人

※「次期都道府県社会的養育推進計画の報告に当たっての留意事項について」（令和6年12月20日付け事務連絡こども家庭庁支援局家庭福祉課通知）に基づき、（ケアニーズが高いこどもの生活単位を除き）地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアのみで構成された施設とする。

※「施設地域分散化等加速化プラン（令和7年度分）」より

イ　養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数

・各施設がそれぞれの強みに応じて養育機能を強化し、安定した運営体制を維持するため、必要に応じて家庭支援専門相談員や心理療法担当職員など専門職員の加配を行う。

表５１　家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員の加配施設数及び加配職員数の整備目標

		令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
家庭支援専門相談員	加配職員数	4人	4人	4人	5人	5人	6人
	加配施設数	4施設	4施設	4施設	5施設	5施設	6施設
心理療法担当職員	加配職員数	4人	5人	5人	6人	6人	6人
	加配施設数	4施設	5施設	5施設	6施設	6施設	6施設
自立支援担当職員	加配職員数	0人	－	－	－	－	－
	加配施設数	0施設	－	－	－	－	－

ウ　養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数

・施設機能強化推進費の特別事業である親子支援事業及び家族療法事業はこれまで県内の施設では未実施である。
・今後のニーズの見込みについて施設や関係機関等と協議を行い、事業の必要性等について検討を行う。

表５２　親子支援事業、家族療法事業の実施施設数の整備目標

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
親子支援事業	0施設	－	－	－	－	－
家族療法事業	0施設	－	－	－	－	－

エ　一時保護専用施設の整備施設数

・６（３）イで述べたとおり、県内の一時保護所の入所状況及び委託一時保護の実施状況に鑑み、現時点では、一時保護専用施設設置に関する具体的な目標は設けず、必要性について検討を行う。

表５３　一時保護専用施設の整備施設数の整備目標

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
一時保護専用施設の整備施設数	0施設	－	－	－	－	－

オ　児童家庭支援センターの設置施設数

・児童家庭支援センターは児童相談所を補完する役割があるとともに、施設にとっても多機能化・機能転換の一つの方向性であることから、ニーズや施設側の方針・体制に応じて検討する。
・現時点では中部地区（佐賀市）の１か所が稼働中、東部地区（基山町）の１か所が休止中であるほか、令和７年４月から北部地区（唐津市）に１か所が開設される見込みである。
・当面は、新たに開設が見込まれる北部地区のセンターの立ち上げの状況を見守るとともに、休止中となっている東部地区のセンターの再開についても今後検討を行う。その他の地区については、適宜検討する。

表５４　児童家庭支援センターの設置施設数の整備目標

	令和６ (2024)	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
児童家庭支援センターの設置施設数	２施設 （うち休止１）	３施設 （うち休止１）	３施設 （うち休止１）	３施設	３施設	３施設

カ　里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数

・本県においては、乳児院及び児童養護施設を運営する社会福祉法人が中心となり、県から里親養育包括支援（フォスタリング）事業を受託し、運営してきたが、令和７年４月からは、里親支援センターに移行予定。

表５５　里親支援センター及び里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数の整備目標

	令和６ (2024)	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
里親支援センターの実施施設数	０施設	１施設	１施設	１施設	１施設	１施設
里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	４施設	０施設	０施設	０施設	０施設	０施設

キ　妊産婦等生活援助事業の実施施設数

・現在県内の児童福祉施設 １ か所で事業を実施しており、特定妊婦等に対する相談支援や居住支援等を行っている。

・本県の規模やこれまでの支援実績等に照らし、施設数の増は考えていないが、今後の利用実績等に応じ、必要な体制整備の検討を適宜行う。

表５６　妊産婦等生活援助事業の実施施設数の整備目標

	令和６ (2024)	令和７ (2025)	令和８ (2026)	令和９ (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	１施設	１施設	１施設	１施設	１施設	１施設

ク　市町の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

・家庭支援事業のうち子育て短期支援事業については、令和 5 年度までに全 6 施設が委託されているが、そのほかの事業については、いずれも施設への委託が進んでいない状況である。

・これらの事業の委託が行われていない背景には、各市町における家庭支援事業の進捗によるほか、施設側の体制の問題や、市町側の取組状況などが考えられるため、県としては、状況把握の上、委託が進むようにしたい。

表５７　市町の家庭支援事業を委託されている施設数の整備目標

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
子育て世帯訪問支援事業	1施設	2施設	5施設	5施設	5施設	5施設
養育支援訪問事業	2施設	3施設	5施設	5施設	5施設	5施設
児童育成支援拠点事業	0施設	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設
親子関係形成支援事業	0施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
子育て短期支援事業	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設
一時預かり事業	1施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

※施設への照会結果

④指標

・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
・一時保護専用施設の整備施設数
・児童家庭支援センターの設置施設数
・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数
・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
・市町の家庭支援事業を委託れている施設数（事業ごと）

１０．社会的養護自立支援の推進に向けた取組

（１）自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

令和４年度改正児童福祉法においては、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助について都道府県が行われなければならない業務とされた。このことを踏まえ、まずは自立支援を必要とする社会的養護経験者数等の数の見込みを推計する。

計画期間の各年度において新たに生じる自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込みについては、令和６年８月時点で現に代替養育を受けているこども等の養育先別、学齢別実数をもとに、以下の合計で算出する。

これによると、表 58 のとおり、計画期間中、毎年 10 人前後が措置解除により社会に巣立つこととなる。

表５８　自立支援を必要とする社会的養護経験者の見込み数　　（単位：人）

	年度	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
年度末 19 歳	前年度末 18 歳の措置対象者 a	15 人	18 人	13 人	12 人	13 人
	新たな要自立支援者 b=a*0.3	5 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	措置延長者 c=a-b	10 人	13 人	9 人	8 人	9 人
年度末 20 歳	新たな要自立支援者 d=前年度の c*0.5（四捨五入）	3 人	5 人	7 人	5 人	4 人
	措置延長者 e=前年度 c-今年度 d	2 人	5 人	6 人	4 人	4 人
年度末 21 歳	新たな要自立支援者 f=前年度の e*0.5（四捨五入）	1 人	1 人	3 人	3 人	2 人
	児童自立生活援助事業の利用者 g=前年度 e-今年度 f	1 人	1 人	2 人	3 人	2 人
新たな要自立支援者計 g=b+d+f		9 人	11 人	14 人	12 人	10 人

○算出の根拠

［年度末 19 歳の者］

前年度中に 18 歳を迎えた代替養育（施設、ファミリーホーム又は里親）を受けている者※1の 30%※2を現年度からの措置解除者（新たな要自立支援者）、残りを措置延長者とする。

※１　各年度の前年度に 18 歳を迎えた代替養育を受けている者の数は、令和６年８月現在施設・里親・ファミリーホームに在籍する 18 歳から 14 歳までのこどもが、18 歳到達年度末まで在籍した場合の数とする（便宜上、中途で家庭復帰する者と今後新たに措置される者は相殺されるものとみなす）。

※２　措置解除者の割合 30%は、R4 及び R5 の福祉行政報告例の実績に基づき設定。

［年度末 20 歳の者］

前年度末 19 歳の措置延長者の 50%※3を現年度からの措置解除者（新たな要自立支援者）、残りを措置延長者とする。

※３　措置解除者の割合 50%は、R5 の福祉行政報告例及び令和 6 年 8 月現在の児童相談所の在籍児童数データに基づき設定。

［年度末 21 歳の者］

前年度末 20 歳の措置延長者の 50%※4を現年度からの措置解除者（新たな要自立支援者）、残りを児童自立生活援助事業の利用者とする。

※４　措置解除者の割合 50%は、※３に準じて設定。

・自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実態把握については、社会的養護自立支援拠点事業の事業所や里親支援センターの業務を通じ、継続的に実施する。

（２）社会的養護経験者等の自立に向けた取組

①　現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み（Ｒ６末時点）	達成・未達成の要因
18 歳の巣立ち応援事業や今後の措置児童等アンケートの結果を踏まえ、事業に適切に反映していく。	社会的養護支援事業の委託先との意思疎通を密にして、助言や関係機関との調整等のサポートを実施	概ね達成	委託先の業務習熟及び県との連携強化

② 資源等に関する地域の現状

			資源の必要量	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア 児童自立生活援助事業	Ⅰ型	実施個所数	2 箇所	2 箇所	0 箇所
		入居人数	12 人	3 人	9 人
	Ⅱ型	実施個所数	3 箇所	0 箇所	3 箇所
		入居人数	3 人	0 人	3 人
	Ⅲ型	実施個所数	2 箇所	1 箇所	1 箇所
		入居人数	2 人	1 人	1 人
イ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数			1 箇所	1 箇所	0 か所
ウ 社会的養護自立支援協議会の設置を含めた支援体制の整備			検討	なし	検討

③ 資源の整備・取組方針等

令和４年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等に対して交流の場の提供、相談支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施等を通じて社会的養護経験者等の自立支援体制を強化していく。

ア 児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）

・児童自立生活援助事業所Ⅰ型（旧自立援助ホーム）は、本県においては当該施設への入所を必要とする者が比較的少ないことから、現行の男子ホーム、女子ホーム各１施設が必要量と考える。

・Ⅱ型、Ⅲ型については、代替養育を受けてきたこどもがそれまで生活していた児童養護施設やファミリーホーム、里親宅で生活しながら自立支援を受けることもできるようにするために創設された趣旨に鑑み、本事業による支援が必要な者は、児童相談所がその必要性、支援の内容、頻度や期間等を総合的に判断の上、決定する。

表５９　児童自立生活援助事業の実施箇所数の整備目標　　（単位：箇所）

		令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）
Ⅰ型	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	入居人数	3 人	4 人	6 人	8 人	10 人	12 人
Ⅱ型	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所	3 箇所	3 箇所
	入居人数	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人	3 人
Ⅲ型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	入居人数	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人

※Ⅱ型及びⅢ型の入居人数は、令和６年度は実数。令和７年度以降は、20 歳到達による措置解除者の半数が自立し、残り（表 57 の g 欄に計上された人数）が翌年度と翌々年度の２年間本事業の対象者となるものとして計算。

イ　社会的養護自立支援拠点事業について

・社会的養護自立支援拠点事業の事業所数は現行どおり１か所とし、当該事業所が中心となって必要な支援に適切につなぐことができるよう、関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりを進める。

・令和４年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、これまで公的支援につながらなかった者等に対する支援の方法について検討する。

表６０　社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の目標　　（単位：箇所）

	令和６（2024）	令和７（2025）	令和８（2026）	令和９（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）
設置個所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

ウ　社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について

・社会的養護経験者の実情把握の結果等を踏まえ、より充実した支援体制の整備を図る。

・措置児童等を対象に行ったアンケートで「中学校や高校を卒業して、進学や就職などにより一人で生活しなければならなくなった時、児童相談所や施設、里親の人などにどんなことをしてもらいたいですか」の問いに対し、「一人で生活するために必要な知識を教えてほしい（料理、洗濯、お金の使い方など）」の回答が多かったことを踏まえ、これまでの自立支援に加え、既存の巣立ちセミナ

ーの充実等により上記を学ぶ機会を増やすなど、施設や社会的養護自立支援拠点事業、児童相談所等関係機関と連携の上、自立支援の強化に取り組む。

④　指標

・児童自立生活援助事業の実施個所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
・社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数
・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

１１．児童相談所の強化等に向けた取組

（１）現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容	直近の取組結果	目標達成見込み（R６末時点）	達成・未達成の要因
児童相談対応件数の増加等の状況や「児童虐待防止対策総合プラン」（新プラン）等を踏まえ、児童相談所の体制を着実に強化していく。	児童福祉士の増員（R2→R6 ＋7名） 児童心理司の増員（R2→R6 ＋5名）	未達成	児童福祉司、児童心理司については、配置基準を満たすべく増員を進めているが、配置基準に影響する虐待相談対応件数の急速な伸びや人員確保の難しさから、基準を満たすには至っていない。

（２）資源等に関する地域の現状

		資源の必要量等	現在の整備・取組状況	整備すべき見込み量等
ア　児童相談所の管轄人口	中央児童相談所	584,209 人	616,821 人	−32612 人
	北部児童相談所	173,867 人	194,621 人	−20754 人
イ　第三者評価を実施している児童相談所数		2 箇所	1 箇所	1 箇所
ウ　児童福祉司、児童心理司の配置数　※1	児童福祉司	43 人	30 人	13 人
	児童心理司	20 人	17 人	3 人
エ　市町支援児童福祉司の配置数		1 人	1 人	0 人
オ　児童福祉司スーパーバイザーの配置数		7 人	6 人	1 人
カ　医師の配置数		5 人	5 人	0 人
キ　保健師の配置数		2 人	2 人	0 人
ク　弁護士の配置数		4 人	4 人	0 人
ケ　こども家庭福祉に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修の受講者数	児童福祉司任用後研修	6 人	6 人 ※R5 実績	0 人
	こども家庭ソーシャルワーカーの養成	検討	0 人	検討
コ　専門職採用者数		ウの確保に必要な数		

（３）資源の整備・取組方針等

ア　児童相談所の管轄人口

・児童相談所の管轄人口については、平成元年に児童福祉法が改正され、これに基づ

き、令和３年７月 21 日に同法施行令にて「基本としておおむね五十万人以下」と基準が定められた（令和５年４月１日施行）。また、同日付け厚生労働省子ども局長通知においては、当該基準について、以下のとおり述べられている。

✓児童相談所の設置の基準に関するワーキンググループにおいて、管轄人口が 100 万人を超える児童相談所では対応件数が膨大になるとの指摘がされたこと等から、管轄人口 20 万人から 100 万人までの範囲が目安となる趣旨である。

✓管轄人口 20 万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではなく、また、管轄人口 100 万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね 50 万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたい。

・将来推計人口を考慮し、かつ管轄区域の見直しを行わない場合の本県各児童相談所の管轄人口は、表 61 のとおり。

表６１　　児童相談所の管轄人口　　（単位：人）

	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)
中央児童相談所	600,329	596,299	592,269	588,239	584,209
北部児童相談所	182,435	180,293	178,151	176,009	173,867
計	782,764	776,592	770,420	764,248	758,076

※国立社会保障・人口問題研究所「都道府県・市区町村別の男女･年齢（5 歳）階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』（令和５（2023）年推計）」をもとに推計

・本県の児童相談所の管轄人口は、いずれも 100 万人を超えるものではないが、地域の実情の変化等も踏まえ、より適切な形について、適宜検討を行う。

イ　第三者評価を実施している児童相談所数

・令和５年度に一時保護所が、令和 6 年度に中央児童相談所が初めて第三者評価を受審した。

・北部児童相談所は令和 7 年度に初めて受審することとしており、今後も定期的な第三者評価の受審に取り組み、児童相談所の質の向上を目指す。

表６２　　第三者評価を実施している児童相談所数　　（単位：箇所）

			実績			予定	見込			
			令和４(2022)	令和５(2023)	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)
受検実績・予定	中央児相	相談所			○			○		
		保護所		○			○			○
	北部児相					○			○	
第三者評価を実施している児童相談所数			0	1	1	2	2	2	2	2

ウ　児童福祉司、児童心理司の配置数

・児童福祉司は児童相談所の管轄人口、児童虐待相談対応件数等から必要数を算出することとなっている。令和６年度の必要数は39名であり、６人不足している。

・児童心理司は児童福祉司（里親担当・市町担当を除く）２人につき１人以上の配置が必要であり、令和６年度は18人の必要数に対し、配置数が17人の状況である。

・今後の児童福祉司、児童心理司の配置数については、増減幅がある程度安定する過去３年間の児童虐待相談対応件数の増減割合の平均値より、算出を行う。

・増減割合の平均値である1.05を毎年度かけ合わせ、児童虐待相談対応件数の見込みを算出し、その件数から児童福祉司及び児童心理司の必要数を見込むこととした。

・県においては、国の配置基準に応じた職員の確保に努める。

表６３　児童虐待相談対応件数の推移

	令和元(2019)	令和２(2020)	令和３(2021)	令和４(2022)	令和５(2023)	平均
児童虐待対応件数	717	898	987	1,085	1,024	1,032
前年度増減	366	181	89	98	△61	42
増減割合	2.04	1.25	1.10	1.10	0.94	1.05

※　福祉行政報告例第49より

※　平均値は増減幅が安定している過去３年とする

表６４　児童虐待相談対応件数の見込み

	令和６(2024)	令和７(2025)	令和８(2026)	令和９(2027)
児童虐待対応件数（前年度*1.05）	1,075	1,128	1,184	1,243

表６５　　児童福祉司、児童心理司の配置数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
児童福祉司	37	39	40	41	43
児童心理司	17	18	19	19	20

※「5.代替養育を必要とするこども数の見込み」で算出した児童虐待相談対応件数の推移より算出

※児童虐待相談対応件数の推移によって適宜見直しを行うこととする。

エ　市町支援担当児童福祉司の配置数

・市町支援担当児童福祉司は「管内の市区町村数÷30（1 に満たない端数切り上げ）」で算出される人数を配置する必要があり、佐賀県は 1 人の配置が必要である。

・令和 3 年度より市町支援担当児童福祉司を配置しており、今後も法定数を満たす人数の配置に努める。

表６６　　市町支援担当児童福祉司　　（単位：箇所）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
市町支援担当児童福祉司の配置数	1	1	1	1	1

オ　児童福祉司スーパーバイザー配置

・児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司おおむね 5 人につき 1 人の配置が必要であり、令和 6 年度は 5 人を配置し、法定数を満たす人数の配置ができている。

・「③児童福祉司、児童心理司の配置数」で算出した児童福祉司の配置数より、下記のとおり児童福祉司スーパーバイザーの配置数を算出し、必要数の配置に努めることとする。

表６７　　児童福祉司スーパーバイザーの配置数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6	6	6	6	7

カ　医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）

・特別非常勤職員として中央児童相談所に医師 5 名の配置を行っており、勤務頻度は月に 1 回程度。

・医師の配置については、現状の体制を維持しつつ、医師の知見が必要なタイミング

で、相談が可能な体制を整備する。

表６８　　医師の配置数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
常勤	0	0	0	0	0
非常勤※	5	5	5	5	5

※特別非常勤職員として配置している。

キ　保健師の配置数

・現在、各児童相談所に常勤の保健師１名を配置している。

・今後についても、各児童相談所に最低１名の配置に努める。

表６９　　保健師の配置数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
配置数	2	2	2	2	2

ク　弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）

・特別非常勤職員として各児童相談所に２名ずつ計４名の弁護士の配置を行っており、援助方針会議への出席及び法律相談等について対応している。勤務頻度は月に１回程度。

・令和 7 年度から一時保護司法審査が導入されているため、これに応じた体制の整備を検討する。

表７０　　弁護士の配置数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
常勤	0	0	0	0	0
非常勤※	4	4	4	4	4

※特別非常勤職員として配置している。

ケ　こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数

・児童福祉司任用後研修は令和５年度６名、令和４年度９名が修了しており、毎年複数名の児童相談所職員が受講している。また、こども家庭ソーシャルワーカーの受講者は令和６年度０名の状況。

・児童福祉司任用後研修については、これまで通り、要件を満たす職員が毎年受講できる体制を整えるとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修について、必要性の検討を行う。

表７１　　研修の受講者数　　（単位：人）

	令和 7 （2025）	令和 8 （2026）	令和 9 （2027）	令和 10 （2028）	令和 11 （2029）
児童福祉司任用後研修※	6	6	6	6	6
こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修	検討	検討	検討	検討	検討

※要件を満たす児童福祉司が毎年必要な人数受講を行うことを目指す。

コ　専門職採用者数

・法定数を満たすべく、児童福祉司、児童心理司等の専門職員の公募・採用を毎年行っており、令和 7 年度からは新たに社会福祉職の採用を開始するなど、人材確保に努めているところ。

・「③児童福祉司、児童心理司の配置数」で算出した法定数の見込みを満たすために必要な児童福祉司、児童心理司等専門職員の採用を行う。

・こどもの社会的養護に関心を抱く学生が本県の採用試験を受験するよう、大学等におけるリクルート活動にも積極的に取り組む。

（４）指標

・第三者評価を実施している児童相談所・割合（分母：管内の全児童相談所数）
・児童福祉司、児童心理司の配置数
・市町村支援児童福祉司の配置数
・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの要請に係る研修等）の受講者数
・専門職採用者数（割合）

１２．障害児入所施設における支援

障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育が行われる必要があることから、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する必要がある。

〇資源等に関する地域の現状

・福祉型障害児入所施設は、令和７年１月現在、県内に２か所あり、定員はあわせて55名となっている。

・これらの施設では、個室又は２人部屋等の少人数の個室を設け、子ども一人ひとりの特性に応じた支援が提供されている。

・障害児入所施設において、できる限り良好な家庭的環境が提供されるよう、施設の運営実態や理念、入所児の特性、地域の特性等を踏まえ、ユニット化等による更なるケア単位の小規模化を検討し、支援の質の向上に努める。